

志免町医療的ケア児等在宅レスパイト事業

在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減のため、指定訪問看護ステーションを利用する家族に対して、レスパイト利用に係る費用の一部を助成します。

対象

以下のすべてに該当する医療的ケア児等を看護している同居家族
(医療的ケア児等1人につき1人)

- 志免町に住民登録があり、町内に居住している
- 在宅で同居する家族による看護・介護を受けている
- 医師の訪問看護指示書に基づく医療的ケアを必要としている
- 次のどちらかに該当する

I. 訪問看護により医療的ケアを受けている18歳未満の児童(高等学校卒業まで)

II. Iの医療的ケア児でなくなった後も訪問看護により医療的ケアを受ける18歳以上の人

※医療的ケア…人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養、その他の医療行為による日常生活に不可欠な支援

助成金額

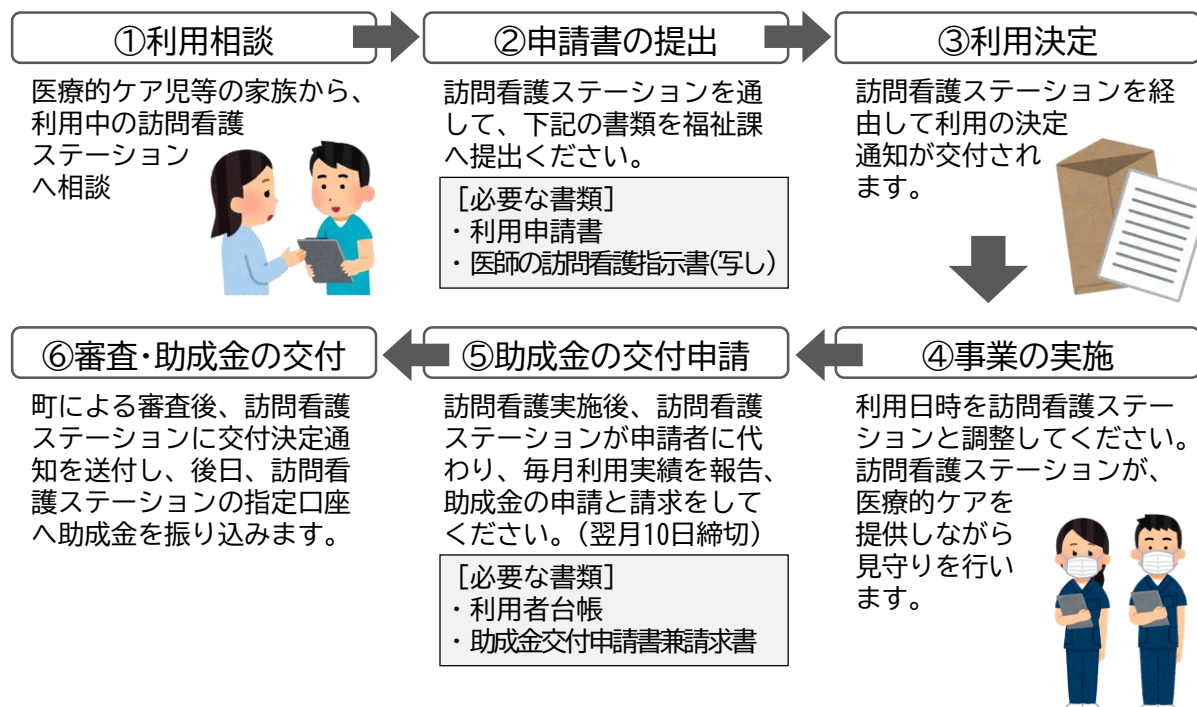
訪問看護の時間(※)×7,500円(1時間当たりの単価)

※健康保険法の適用となる時間を除いた時間・1人につき年度48時間までを上限

利用の流れ

訪問看護ステーションを通して、申請書等を志免町役場福祉課福祉係へ提出ください。

※申請書等は町ホームページからもダウンロードできます。メールでの申請も可能ですので、ご希望の場合は問い合わせください。



申請先・問い合わせ

志免町役場 福祉課福祉係 [TEL] 935-1038 (〒811-2292 志免町志免中央1丁目1番1号)